

留意事項(Q&A)

申請にあたって、下記の点にご留意ください。

Q1. 難病指定医の更新の要件はありますか。

A1. 次のア、イのいずれかを満たせば、更新申請により更新が可能です。

- ア. 更新時に、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有していること。(→Q2. 参照)
- イ. 更新申請までの間に、県が実施する研修を修了していること。(→Q7. 参照)

なお、指定医番号は、アを満たす場合は33S、イを満たす場合は33Tから始まります。

Q2. A1. の厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格とは何ですか。

A2. 医薬安全課ホームページ「指定医(難病指定医)の更新について」に掲載していますので、ご確認ください。
なお、令和6年6月17日に内容が一部改正されていますが、改正前の専門医資格も引き続き対象となります。

**Q3. 専門医資格による指定医(33S)の指定を受けていますが、現在専門医資格が失効しています。
更新は可能ですか。**

A3. 更新後の有効期間開始日(令和7年12月1日)時点で有効な資格が必要ですので、その時点で失効している場合、更新はできません。再度資格を取得するか、指定医研修を受講する必要があります。

Q4. 専門医資格を複数取得していますが、更新申請の際には全ての資格証明書類の写しが必要ですか。

A4. 国が定める専門医の資格のうち、いずれか一つの資格証明書類の写しで結構です。

Q5. 研修修了による指定医(33T)ですが、専門医資格を取得しました。専門医資格による指定医(33S)として更新は可能ですか。

A5. 更新は可能です。更新後は専門医資格による指定医(33S)となり、指定医番号が変更となります。

Q6. 更新した場合、指定医番号は変更になりますか。

A6. 原則として従前の番号を引き継ぎます。ただしQ5. のように指定医の指定要件が変わる場合(33Sから33Tなど)は、指定医番号も変更となります。

Q7. 指定医研修を受けたいのですが、どうすればよいですか。

A7. 岡山県ではオンラインによる指定医研修を実施しており、随時受講可能です。

当課ホームページからお申込みください。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-okayama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=39660)

【スマートフォン用二次元バーコード】



Q8. 研修を受講しましたが、修了証を紛失したため、写しを提出できません。

A8. オンライン研修を修了した場合、厚生労働省の難病オンライン研修サービスから修了証のダウンロードが可能です。ログインのうえ、「修了証書を表示する」ボタンをクリックすると修了証が表示されますので、再度印刷し、提出をお願いします。

Q9. 満了日の令和7年11月30日までに更新申請ができない場合、その後申請はできないのですか。

A9. 11月30日をもって一旦指定が失効となります。その後申請する場合は新規指定扱いとなります。

Q10. 複数の医療機関で勤務しています。それぞれで手続きが必要ですか。

A10. 「主たる勤務先の医療機関」にて申請を行ってください。

(指定医として指定されていれば、兼務先の医療機関でも臨床調査個人票を作成することが可能です。)

Q11. 異動により当初指定時の主たる勤務先と現在の主たる勤務先が異なっています。変更届を提出していない場合、更新申請はどのようにすればよいですか。

A11. ①岡山市を除く県内の異動(例:高梁市→倉敷市)の場合

更新申請書の変更事項記載欄に、現在の主たる勤務先の情報を記載してください。

②岡山市を除く県内の医療機関→岡山市または県外の医療機関への異動の場合

岡山県へ「指定医指定辞退申出書(様式第5号)」を提出するとともに、異動先の都道府県または政令市へ指定申請をお願いします。

③岡山市または県外の医療機関→岡山市を除く県内の医療機関への異動の場合

異動前の都道府県または政令市へ辞退届を提出するとともに、岡山県へ「指定医指定申請書(様式第1号)」を提出してください。

※①及び③の場合は、お手数ですが、医薬安全課までご連絡をお願いします。

※各種様式は岡山県HPからダウンロード可能です。

(<https://www.pref.okayama.jp/page/849812.html#3>)